

令和7年度 大学生等によるワークショップの社会実装に向けた支援業務委託
仕様書

1 業務名

令和7年度 大学生等によるワークショップの社会実装に向けた支援業務委託

2 業務の位置づけ

本業務は、富士市SDGs共想・共創プラットフォームに掲載した行政課題「若者の移住を増加させるアイデア」に対する民間企業からの提案を踏まえ、官民協働により提案の実現（社会実装）を目指すものである。

3 業務の目的

大学生等によるワークショップを社会実装するため、県外等から参加した大学生等を対象に、ワークショップ実践に必要なスキル等の習得や、市内企業等が発注者となり大学生に提供されるワークショップ業務が円滑に履行できるよう支援するとともに、市内外へ広くPRする。

これにより、大学のない本市において、関係人口として継続的に本市に関わる大学生等の増加を図るとともに、将来的な移住定住を促進する。

4 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年2月20日（金）までとする。

5 業務内容

本業務内容は、次のとおりである。

(1) 大学生活動支援

- ・市内会場において、大学生等と市内企業等が一堂に会する合宿形式のプログラムを企画して実施する。
- ・合宿において、ビジネススキルや、実施するワークショップ案件に関連があるスキルが習得可能な講座を企画して実施する。
- ・合宿プログラムでは、大学生が企業の課題解決策の検討及び企業等への提案を行う。
- ・合宿実施後、課題解決に向けたワークショップに取り組み、ワーク完成後に成果発表会を開催する。
- ・受託者は、上記に係る大学生の活動が円滑に実施できるように支援し、参加謝礼、交通費、滞在費など活動に係る費用は本委託料に含むものとする。

(2) チーム活動支援

- ・ワークショップの実施に当たり、大学生4人程度（学生スタッフを採用する場合はその者を含む）を1組にし、7チームを編成する。
- ・ビジネススキル習得のための講座講師を手配するとともに、企業との対話を支援するファシリテーターを1名と、各チームが実施するワークの技術的サポート（デザイン、

動画など）を行う専門家を派遣する。

(3) 運営及び進行管理支援

- ・チームリーダーとしてディレクション等を行う人員を配置する。
- ・大学生及び企業の連絡調整、相談対応等、実施工程の管理など進行管理を行う。
- ・なお、ワークシェアの成果物は依頼元の企業に帰属するものとし、受託者は、成果物の作成にあたり依頼元企業が負担すべき実費を徴収できるものとする。企業負担を徴収した場合は、その収支を本市に報告する。

(4) 関係づくり支援

- ・大学生同士又は大学生と企業との交流を促進し、関係人口としての関りを深めるため、大学生の活動機会にあわせ交流イベント等を企画し運営する。
- ・交流イベント等は、市外等から本市を訪問する大学生が本市の魅力を体感・体験できる機会とするとともに、本市の理解を促進し、好感が得られるよう配慮する。

(5) 成果物制作・活動PR等

- ・活動経緯や得られた知見などをリーフレット形式でまとめる。
- ・印刷物は、A4版3つ折りにて作成する。部数は市と協議して決定する。
- ・市内外在住の大学生等に対し、本事業に関するPRを行う。

6 業務報告書

(1) 実施報告書1部

(2) 上記5の制作物及び6(1)の電子データを記録した電子媒体1部

7 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (3) 本業務に関する著作権は、委託者に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
- (4) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (6) 本業務で受託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。

8 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。